

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～ 高所作業において要求性能墜落制止用器具を使用させなかった疑い～

豊橋労働基準監督署（署長 井奥善久）は、令和 8 年 8 月 18 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁豊橋支部に書類送検した。

記

1．被疑者

株式会社スエヒロ産業 ほか 1 名
（所在地：愛知県新城市富栄 事業内容：セメント・同製品製造業）

2．被疑条文

労働安全衛生法第 21 条第 2 項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第 519 条第 2 項（開口部等の囲い等）
労働安全衛生法第 119 条第 1 号（罰則）
労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

3．災害の概要

令和 7 年 10 月 17 日、吹付モルタルをコンクリートミキサー車に積込中、被疑者の男性労働者（58 歳）が、同車に備え付けられた高さ 2.6m のステップの最上段で、積込補助作業を行っていたところ、同車が発車したことでステップから墜落し、死亡する災害が発生した。

4．被疑内容

労働安全衛生法では、高さ 2 メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、囲い等を設けることが著しく困難なときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等して墜落防止の措置を講じなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、要求性能墜落制止用器具を使用させる等による墜落防止措置を講じなかった疑いがあるもの。

5．関係法条文

【労働安全衛生法】

（事業者の講ずべき措置等）

第 21 条

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、(中略) の規定に違反したとき。
(以下、略)

(両罰規定)

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

第 519 条

- 1 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。